

平成 17 年 12 月 13 日

総務省秋田行政評価事務所では、平成 17 年 12 月から平成 18 年 3 月にかけて標記調査を実施（東北管区行政評価局、青森行政評価事務所と合同）することになりましたので、お知らせします。

客待ちタクシーの待機駐車等の改善に関する調査

調査の目的

平成 14 年 2 月の需給調整規制の廃止等を内容とする改正道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の施行以後、新規許可数の増加や既存事業者の増車等に伴うタクシー台数の増加等を背景に、東北管内においても都市部の繁華街等における客待ちタクシーによる交差点内駐車、二重駐車等に伴う交通渋滞、更に積雪時における交通障害等市民生活への悪影響等が生じ、社会問題化している。

このような状況において、一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者等」という。）の指導監督機関である東北運輸局では、「仙台圏におけるタクシー問題対策協議会」の設置、客待ちタクシーの実態調査や現場指導、道路運送法に基づく監査、処分等を実施し、また、各県タクシー協会等関係団体では、違法駐車解消に向けた自主的取組を行うなど、各種対策が講じられてきているものの、依然として当局の行政相談等にタクシーの違法駐車等の改善を望む意見等が寄せられている。

この調査は、客待ちタクシーの待機駐車等の一層の改善を図る観点から、関係団体等における取組等の実態を把握するとともに、監督官庁によるタクシー事業者等に対する指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施するものである。

主な調査項目

- 1 客待ちタクシーの待機駐車等の状況
- 2 タクシー事業者等における運行管理の状況
- 3 タクシー事業者等に対する指導監督等の状況

主な調査対象機関等

東北運輸局、青森運輸支局、秋田運輸支局、宮城運輸支局
東北地方整備局、河川国道事務所

（関連調査等対象機関）
県警察本部、市町村、関係団体、事業者等



《本件照会先》

秋田行政評価事務所
評価監視官 宮嶋 義之
電話：018(824)1426